

修学旅行の引率業務等に従事する
道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領
質 疑 応 答 集

平成 2 4 年 5 月
(平成 2 9 年 4 月最終改正)

北海道教育庁総務政策局教職員課

目 次

【基本的事項】	1
1 この要領の目的は何か？	
2 この要領の対象職員の範囲は？また、期限付き、産休・育休代替の職員は対象となるのか？	
3 この要領の対象業務の範囲は？	
4 この要領による勤務時間の割り振りは、対象業務の実施に当たって必ず適用しなければならないか？例えば、勤務開始・終了時刻の変更（勤務時間帯の変更）で対応できる場合であっても要領を適用しなければならないのか？	
【文化祭(学校祭)等又は体育祭(運動会)等の事前準備業務】	3
5 「実施日前2週間」以内とは、具体的にどのようなことか？また、なぜ「実施日前2週間」以内に限定するのか？	
6 「当該行事の実施に関わって児童・生徒が行う練習や準備」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか？	
7 「あらかじめ予定して行う業務」とは、具体的にどのようなことか？また、なぜ「あらかじめ予定して行う業務」とするのか？	
【登校時の通学指導業務・校区内巡視業務】	4
8 「公務として」の文言を入れたのはなぜか？	
9 業務の開始・終了時刻をどのように確認すればよいか？	
10 業務を行う際に外勤命令や旅行命令は必要か？	
11 通学指導や巡視を近隣の学校と共同で行う場合は、この要領の対象業務となるか？	
12 不審者の出没や、事件・事故などによる、突発的な通学指導や巡視は、この要領の対象業務となるか？	
13 下校時の通学指導は、この要領の対象業務となるか？	
14 登校時の通学指導業務に関わって、JR、地下鉄、バス等の利用による添乗指導は、この要領の対象業務となるか？	
15 校区内巡視業務に関わって、業務を行う場所（学校からの距離等）に制限はあるのか？	
16 出勤途中での通学指導や、退勤途中での巡視は、対象業務となるか？	
17 校区内巡視業務に関わって、巡視前の打ち合わせ等の準備は対象業務となるか？	
【現場実習の引率業務】	6
18 特別支援学校中学部における現場実習の引率業務は対象業務となるか？	

【家庭訪問の業務・教育相談の業務】…………… 6

- 1 9 「自校の教育計画に位置付けられ」とはどういうことか？
- 2 0 生徒指導上、突発的に行った家庭訪問の業務は、この要領の対象業務となるか？
- 2 1 自校の教育計画に位置付けるとは、年間の教育計画に位置付けていなければ対象とならないのか？
- 2 2 不登校の生徒に対する家庭訪問は、この要領の対象業務となるか？
- 2 3 家庭訪問等を実施するに当たり、用務地への移動に要する時間は対象業務の時間となるか？
- 2 4 ケース会議や教育支援会議等、他校や関係機関と行う相談業務は対象となるか？
- 2 5 学年懇談会、学級懇談会等の複数の保護者を対象とした業務は、教育相談の対象業務となるか？
- 2 6 教育相談の業務は、学校によって名称や内容が様々であると考えられるが、どのようなものが対象業務となるのか？

【勤務日の設定等】…………… 7

- 2 7 要領第4の1の規定により定める4週の期間（以下「4週の期間」という。）は、任意に定めて良いか？例えば、4週の期間の始期は何曜日から始めても良いのか？
- 2 8 4週の期間は、担当職員全員が同じ期間を定めなければならないか？
- 2 9 4週の期間内における勤務日や週休日の設定等は、担当職員全員が同じ設定等としなければならないか？
- 3 0 複数の異なる対象業務に従事する場合の、4週の期間の設定はどうなるのか？
- 3 1 要領第4の1の規定により定める4週の期間内であれば、いずれの日においても7時間45分を超え勤務時間を割振ることができるのか？
- 3 2 要領第5の1で、「修学旅行の引率業務等の実施日における勤務時間の割振りは、1時間又は15分を単位として」とあるが、4週の期間内の実施日以外の勤務時間の割振りの単位はどうなるのか？
- 3 3 対象業務の実施日（以下「実施日」という。）が、日曜日や土曜日と重なった場合、週休日の取り扱いはどうなるのか？
- 3 4 4週の期間において週休日とされた日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合、振替は可能か？
- 3 5 要領第4の2では「4週の期間における勤務時間が1週間当たり平均38時間45分となるように勤務時間を割り振らなければならない。」とあるが、これはどのような意味か？
- 3 6 この要領により4週の期間における勤務時間の割り振りを定めたときは、当該4週の期間の初日から起算して14日前までに、必ず、担当職員に勤務時間の割り振り結果を通知しなければならないか？

【実施日における勤務時間の割振りの留意事項】…………… 11

- 37 実施日における勤務時間の割り振りについては、担当職員全員が同じ勤務時間を割り振る必要があるのか？
- 38 要領第5の1では「児童又は生徒が活動を予定している時間の範囲内で行うこと」とあるが、例えば修学旅行引率業務の場合、実際の勤務時間の割り振りは、児童生徒の集合時間又は起床時間から、就寝・消灯時間又は解散時間までの間に行うということか？
- 39 要領第5の1及び2には「1回の勤務に割り振ることのできる時間は16時間以内であること」「午後10時から翌日5時までの間に勤務時間を割り振ることは出来ないこと」とあるが、実施日の勤務時間の割り振りを行うに当たって、これらの制限を設定しているのはなぜか？
- 40 4週の期間内において、勤務時間が7時間45分ではない日の休憩時間の付与は、どうなるのか？
- 41 実施日における勤務時間の割り振りについて、断続した勤務時間を割り振ることは可能か？

【勤務時間の割振りの変更】…………… 12

- 42 担当職員に対して4週の期間の勤務時間の割り振り結果を通知した後に、勤務時間が割り振られていない日（勤務時間を7時間45分減じた日）や勤務時間を4時間としていた日（勤務時間を3時間45分減じた日）において、特に勤務することを命ずる必要が生じた場合、勤務時間の割り振りを変更することは可能か？
- 43 事例1において、修学旅行の引率業務に従事する予定だった職員が、何らかの理由により、当該業務に従事することが出来なくなった場合、その後の勤務時間の割り振りはどうなるのか？
- A 4週の期間が始まる前の9月28日以前に、当該業務に従事することが出来なくなった場合。
- B 10月2日（水）に、急遽、当該業務に従事することが出来なくなった場合。
- C 10月8日（火）に、急遽、当該業務に従事することが出来なくなり、修学旅行先から帰ってきた場合。

【その他】…………… 13

- 44 事例1において、勤務時間が4時間割り振られている10月1日（火）に、年休を使用して1日休もうとすると、年休の使用単位はどうなるか？
- 45 4週の期間内で、勤務時間が7時間45分ではない日の出勤簿は、割り振り後の勤務時間を記入するのか？
- 46 妊産婦が、この要領による勤務時間の割り振りによって、対象業務に従事することは可能か？
- 47 この要領による勤務時間の割り振りを行った場合、教員特殊業務手当は支給されるのか？

- 48 この要領により勤務時間の割り振りを行った場合に、7時間45分を超えて割り振られた勤務時間は、北海道立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月1日教育長訓令第9号）第21条に規定する「職員の正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間」に該当するのか？
- 49 市町村立学校に勤務する教育職員の取り扱いはどうなるのか？
- 50 平成28年4月の一部改正で、「別記様式1により制度の適切な運用が確保され、かつ、当該担当職員が勤務時間の割り振り結果を十分了知できると判断した場合は、別記様式2の作成を省略できるものとする。」とされたが、改正の趣旨は何か。

【基本的事項】

1 この要領の目的は何か？

この要領は、対象業務に従事する職員（以下「担当職員」という。）の勤務時間について、当該業務を行う日の属する週を含む4週の期間内を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、正規の勤務時間の割り振りを弾力的に行おうとするものであり、このことにより結果として担当職員の時間外勤務の縮減が可能となり、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条第2項に規定する「教育職員」をいう。以下同じ。）の健康及び福祉に資することを目的とするものです。

2 この要領の対象職員の範囲は？また、期限付き、産休・育休代替の職員は対象となるのか？

この要領は、道立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間職員の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員に適用されます。

なお、期限付き、産休代替・育休代替の職員が、対象業務を行う場合においても適用となります。

3 この要領の対象業務の範囲は？

① 修学旅行の引率業務、②文化祭（学校祭）等の業務、③体育祭（運動会）等の業務及び④文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務、⑤登校時の通学指導業務、⑥校区内巡視業務、⑦現場実習の引率業務、⑧家庭訪問の業務及び⑨教育相談の業務を対象としております。

なお、この要領において、対象業務を次のとおりとしております。

対象業務	定 義
① 修学旅行の引率業務	文部科学省が公示する学習指導要領に規定する旅行・集団宿泊的行事と位置付けて行うもののうち、道立学校修学旅行実施基準（昭和57年4月3日教育長決定）に基づき実施する宿泊研修及び見学旅行において、児童・生徒を引率する業務をいう。
② 文化祭（学校祭）等の業務	文部科学省が公示する学習指導要領に規定する文化的行事と位置付けて行うもののうち、児童生徒が日ごろの学習や活動の成果を総合的に発展させ、発表し合い、互いに鑑賞する行事を対象とし、具体的には、文化祭（学校祭・学芸会）、音楽祭（合唱祭）又は学習発表会の実施日に行う業務をいう。
③ 体育祭（運動会）等の業務	文部科学省が公示する学習指導要領に規定する健康安全・体育的行事と位置付けて行うもののうち、体育的な行事

	のことで、具体的には、体育祭（運動会）、球技大会又は競技会の実施日に行う業務をいう。
④ 文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務	「文化祭（学校祭）等」や「体育祭（運動会）等」の実施日前2週間以内において、当該行事の実施に関わって、その日の通常（割振り前）の勤務時間を超えて行う、児童・生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務をいう。
⑤ 登校時の通学指導業務	学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、児童生徒の登校時の安全指導・安全管理のため、公務として従事する街頭での指導業務をいう。
⑥ 校区内巡視業務	学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、地域の祭典等における児童生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務をいう。
⑦ 現場実習の引率業務	文部科学省が公示する特別支援学校学習指導要領に規定する産業現場等における実習（産業現場等における実習を他の教科等と合わせて実施する場合の作業学習を含む）において、生徒を引率する業務をいう。
⑧ 家庭訪問の業務	児童生徒の学校や家庭での状況について、各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務をいう。
⑨ 教育相談の業務	保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務をいう。

なお、当然ながら、これに該当しない業務は対象業務とはなりません（例えば「高等学校における生徒のインターンシップの引率業務」は、⑦の「現場実習の引率業務」には該当せず、この要領の対象業務にはなりません。）。

4 この要領による勤務時間の割り振りは、対象業務の実施に当たって必ず適用しなければならないか？例えば、勤務開始・終了時刻の変更(勤務時間帯の変更)で対応できる場合であっても要領を適用しなければならないのか？

修学旅行の引率業務については、一般的に相当数の時間外勤務を伴うことから、この要領による勤務時間の割り振りを適用することとしています。

なお、修学旅行の引率業務以外の業務については、学校によって各行事の実施形態や内容、日数等が異なることから、この要領による勤務時間の割り振りを適用するかどうかは、学校運営への影響や、教職員の勤務実態等を十分考慮した上で、校長が判断することとなります。

要領による勤務時間の割り振りは、対象業務の実施に際し、その日に通常の勤務

時間を超える勤務時間を割り振る必要がある場合に適用するものであり、例えば、登校時の通学指導では、この要領を適用せず、1日の勤務時間数を7時間45分としたままで、勤務開始・終了時刻を早めて対応するといった方法も考えられます。

【文化祭(学校祭)等又は体育祭(運動会)等の事前準備業務】

5 「実施日前2週間」以内とは、具体的にどのようなことか？また、なぜ「実施日前2週間」以内に限定するのか？

「実施日前2週間」以内とは、例えば、運動会の実施日が6月10日(土)であれば、2週間前の土曜日(5月27日)から運動会実施日の前日(6月9日(金))までの2週間が、これに該当します。(事例6)

平成28年度までは、事前準備の期間を1週間と設定しておりましたが、事前準備業務が実施日の2週間前から開始されるケースが多いとの状況があることから、平成29年度以降は、実施日の2週間前から実施する準備業務について適用することとしたところです。

なお、7時間45分を超えて正規の勤務時間を割り振りすることが可能な日(対象業務の実施日)が多い場合、その後の勤務時間の調整(勤務時間を減)するのが困難な状況となることが予想されることから、制度の運用に留意してください。

6 「当該行事の実施に関わって児童・生徒が行う練習や準備」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか？

例えば、体育祭等のリレーの練習のほか、学校祭等の合唱や演劇、ダンス、ステージ発表などの練習や、行灯や山車、衣装、クラス展示の作成、模擬店の準備などを想定しています。

7 「あらかじめ予定して行う業務」とは、具体的にどのようなことか？また、なぜ「あらかじめ予定して行う業務」とするのか？

文化祭(学校祭)等又は体育祭(運動会)等の前の一定期間において、例えば、リレーの選手を集めて練習を行う場合や、特別時間割を組んで準備作業を行う場合など、これに該当します。

また、この要領においては、4週の期間における勤務時間の割り振りを定めたときは、当該4週の期間の初日から起算して14日前までに、該当職員に対して割り振りの結果を通知しなければならないとされており、「あらかじめ予定して行う業務」でなければ事前に勤務時間の割り振りを行うことが出来ないためです。

【登校時の通学指導業務・校区内巡視業務】

8 「公務として」の文言を入れたのはなぜか？

この要領は、正規の勤務時間の割り振りを弾力的に行うものであることから、対象業務は公務に限られるものであり、要領の適用に当たっては、実際に行っている業務が公務か関係団体業務かを明確に区別する必要があることから、明示したものです。

9 業務の開始・終了時刻をどのように確認すればよいか？

登校時の通学指導業務や校区内巡視業務に限らず、職員が勤務として行う業務について、管理職は、業務の開始と終了の時刻を適切に把握・確認する必要があります。

具体的な業務の開始・終了時刻の確認方法としては、

- ① 開始時、学校等に対象職員が集合し、管理職が現認する。
また、終了時、学校等に対象職員が集合し、管理職が現認する。
- ② 複数の職員で業務に当たることにより、職員相互で業務開始・終了時刻を確認するとともに、別途、管理職あて報告する。

などが考えられます。

10 業務を行う際に外勤命令や旅行命令は必要か？

職員が公務のため一時勤務する学校を離れる場合は、外勤命令や旅行命令を受けする必要があります。

また、その場合は、適切な事務処理（外勤簿や旅行命令書の作成記載、整理等）を行ってください。

11 通学指導や巡視を近隣の学校と共同で行う場合は、この要領の対象業務となるか？

回答3に示した定義に該当する場合は、対象業務となります。

12 不審者の出没や、事件・事故などによる、突発的な通学指導や巡視は、この要領の対象業務となるか？

この要領の対象業務は、学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務であり、突発的に行う通学指導・巡視は対象業務になりません。

13 下校時の通学指導は、この要領の対象業務となるか？

通常、児童生徒の下校時の通学指導は、勤務時間内で対応可能であることから、この要領の対象業務になりません。

14 登校時の通学指導業務に関わって、JR、地下鉄、バス等の利用による添乗指導は、この要領の対象となるか？

回答3に定義したとおり、学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定されている場合は、対象業務となります。

15 校区内巡視業務に関わって、業務を行う場所(学校からの距離等)に制限はあるのか？

回答3に定義したとおり、学校保健安全法第27条に基づく自校の学校安全計画に規定される実施場所が対象となります。よって、学校が設置されている行政区域(市区町村)を超えて対象業務を行うことも考えられます。

16 出勤途中での通学指導や、退勤途中での巡視は、対象業務となるか？

通勤時間と勤務時間とを明確に区別できないことから、対象業務になりません。

17 校区内巡視業務に関わって、巡視前の打ち合わせ等の準備は対象業務となるか？

巡視前の打ち合わせ等の準備は、対象業務となります。

なお、1日の勤務時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならず、よって、45分の休憩時間を付与したのみの場合は、更に少なくとも15分の休憩時間を勤務時間の途中に付与しなければならないことに留意してください。

【現場実習の引率業務】

18 特別支援学校中学部における現場実習の引率業務は対象業務となるか？

回答3に示した定義に該当する場合は、対象業務となります。

【家庭訪問の業務・教育相談の業務】

19 「自校の教育計画に位置付けられ」とはどういうことか？

「自校の教育計画に位置付けられ」とは、学校の管理下において計画的に実施されるということです。

20 生徒指導上、突発的に行った家庭訪問の業務は、この要領の対象業務となるか？

この要領の対象業務は、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務であり、突発的に行った業務は対象業務になりません。

21 自校の教育計画に位置付けるとは、年間の教育計画に位置付けていなければ対象と
ならないのか？

教育計画には様々あり、必ずしも年間の教育計画に位置付けた業務のみを対象とするものではなく、例えば、年度途中に自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務は、対象となります。

22 不登校の生徒に対する家庭訪問は、この要領の対象業務となるか？

回答3に示した定義に該当する場合は、対象業務となります。当該家庭訪問の業務が、児童生徒の学校や家庭での状況について面談するものであり、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務である場合は対象となります。

23 家庭訪問等を実施するに当たり、用務地への移動に要する時間は対象業務の時間と
なるか？

原則として、用務地への移動時間は対象業務の時間に含めることはできません。ただし、自家用車の公用使用の承認を受けるなどし、公用車を運転して用務地へ移動する場合の移動時間（運転時間）については、対象業務の時間に含めて差し支えありません。

24 ケース会議や教育支援会議等、他校や関係機関と行う相談業務は対象となるか？

当該業務が保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談するものであり、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務であれば対象となります。

25 学年懇談会、学級懇談会等の複数の保護者を対象とした業務は、教育相談の対象業務となるか？

回答3に示した定義に該当する教育相談の業務は、保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務であることから、学年懇談会や学級懇談会等、複数の保護者に対し、一律に説明のみを行う業務は対象業務になりません。ただし、例えば、いじめの問題への対応など、児童生徒への指導について相談する業務が行われる場合は対象となります。

26 教育相談の業務は、学校によって名称や内容が様々であると考えられるが、どのようなものが対象業務となるのか？

回答3に示した定義に該当する場合は、対象業務となります。名称は問いません。

【勤務日の設定等】

27 要領第4の1の規定により定める4週の期間（以下「4週の期間」という。）は、任意に定めて良いか？例えば、4週の期間の始期は何曜日から始めても良いのか？

対象業務を行う日の属する週を含む4週の期間であれば、任意に定めても差し支えありません。また、始期は何曜日でも差し支えありません。

28 4週の期間は、担当職員全員に対して同じ期間を定めなければならないか？

4週の期間の設定は、対象業務を行う日の属する週を含む4週の期間であれば、担当職員ごとに任意に定めても差し支えありません。

29 4週の期間内における勤務日や週休日の設定等は、担当職員全員が同じ設定等としなければならないか？

4週の間内における勤務日や週休日の設定等は、担当職員全員に対して一律に行うものではなく、担当教科や校務分掌などの業務内容に応じ、学校運営上支障がない範囲において、担当職員毎に校長が設定等を行うものです。

30 複数の異なる対象業務に従事する場合の、4週の間の設定はどうなるのか？

- ① 複数の対象業務の全てを含んだ4週の間を設定する。
- ② 対象業務ごとにそれぞれ4週の間を設定し、かつ、それぞれの4週の間の一部が重ならないようにする。
のいずれかで設定してください。

【4週の間の設定例】

この要領の対象となる業務Aが6月26日に、業務Bが7月18日に実施される場合について

- ① 複数の対象業務の全てを含んだ4週の間を設定
→業務A、業務Bの実施日を含む6/24～7/21を設定

6/24 ← 4週 → 7/21

6/26 業務A	7/18 業務B
-------------	-------------

- ② 対象業務ごとにそれぞれ4週の間を設定し、かつ、それぞれの4週の間の一部が重ならないように設定
→業務Aについて6/6～7/3を設定、業務Bについて7/11～8/7を設定

6/6 ← 4週 → 7/3

6/26 業務A

7/11 ← 4週 → 8/7

7/18 業務B

- ③ 対象業務ごとの4週の間について、一部が重なるように設定することはできない。

→業務Aについて6/18～7/15、業務Bについて7/6～8/2 という設定は、7/6～7/15が重なるので、不可。

6/18 ← 4週 → 7/15

6/26 業務A	
-------------	--

	7/18 業務 B
--	--------------

31 要領第4の1の規定により定める4週の期間内であれば、いずれの日においても7時間45分を超える勤務時間を割り振ることができるのか？

要領による勤務時間の割り振りは、対象業務の実施に際し、その日に通常の勤務時間を超える勤務時間を割り振る必要がある場合に適用するものです。よって、対象業務を行わない日に、その日の通常の勤務時間を超える勤務時間を割り振ることはできません（例外として、回答43のBを参照）。

なお、「文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務」については、要領で示しているとおり「文化祭（学校祭）等や体育祭（運動会）等の実施日前2週間以内」を対象業務としています。よって、設定した4週の期間内で事前準備業務を行っていたとしても、文化祭（学校祭）等や体育祭（運動会）等の実施日前2週間以内でなければ、7時間45分を超えて勤務時間を割り振ることはできません（回答5参照）。

32 要領第5の1で、「修学旅行の引率業務等の実施日における勤務時間の割り振りは、1時間又は15分を単位として」とあるが、4週の期間内の実施日以外の勤務時間の割り振りの単位はどうなるのか？

この要領に基づく勤務時間の割り振りは、1時間又は15分を1単位として行ってください。

33 対象業務の実施日（以下「実施日」という。）が、日曜日や土曜日と重なった場合、週休日の取り扱いはどうなるのか？

4週の期間内において、日曜日や土曜日以外の日を週休日に指定することが出来ます。

このとき、当該4週の期間における週休日が8日となるように勤務日を定めますが、勤務日が引き続き12日を超えてはならないことに留意する必要があります。

（事例2参照）

34 4週の期間において週休日とされた日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合、振替は可能か？

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条に基づき、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間において、週休日の振替及び4時間（人事委員会規則で定める場合にあっては、4時間又は3時間45分）の勤務時間の割振り変更を行うことができます。

なお、週休日の振替及び4時間（人事委員会規則で定める場合にあっては、4時間又は3時間45分）の勤務時間の割振り変更（以下「振替等」という。）は、「道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて」（平成18年3月2日教育長決定）第3の1に基づき、「週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更簿」により行い、あらかじめ該当職員に対して明示するとともに、当該振替等の内容を別記様式1及び別記様式2の備考欄に記載してください。

（事例2、事例4参照）

35 要領第4の2では「4週の期間における勤務時間が1週間当たり平均38時間45分となるように勤務時間を割り振らなければならない。」とあるが、これはどのような意味か？

4週の期間において総時間数155時間の勤務時間を割り振るよう求めたものであり、その結果、4週を平均して1週間当たり38時間45分となるものです。

なお、4週の期間において週休日とされた日について、特に勤務することを命ずる必要があり、週休日の振替等を行った場合は、結果として、4週の期間において総時間数155時間、4週を平均して1週間当たり38時間45分とはなりません。

36 この要領により4週の期間における勤務時間の割り振りを定めたときは、当該4週の期間の初日から起算して14日前までに、必ず、担当職員に勤務時間の割り振り結果を通知しなければならないか？

原則として、4週の期間の初日から起算して14日前までに、担当職員に対して通知しなければならないものです。ただし、担当職員が急遽変更となった場合など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

【実施日における勤務時間の割振りの留意事項】

37 実施日における勤務時間の割り振りについては、担当職員全員が同じ勤務時間を割り振る必要があるのか？

実施日における勤務時間の割り振りについては、児童生徒の活動予定や勤務実態等に応じて行うものであり、担当職員全員に対して、必ずしも一律に行うものではありません。

38 要領第5の1では「児童又は生徒が活動を予定している時間の範囲で行うこと」とあるが、例えば修学旅行引率業務の場合、実際の勤務時間の割り振りは、児童生徒の集合時間又は起床時間から、就寝・消灯時間又は解散時間までの間に行うということか？

実施日の勤務時間は、必ずしも、児童生徒の集合時間又は起床時間から、就寝・消灯時間又は解散時間までの範囲内で割り振りを行うというのではなく、学校運営への影響や、教職員の勤務実態等を十分考慮した上で、校長が割り振りを行うのであります。

このため、校長が必要と認める場合は、児童生徒の集合時間又は起床時間の前や、就寝・消灯時間又は解散時間の後においても、勤務時間を割り振ることは可能と考えております。

この場合においても、1回の勤務に割り振ることのできる時間は16時間以内であること、午後10時から翌日5時までの間に勤務時間を割り振ることは出来ないことに留意する必要があります。

39 要領第5の1及び2には「1回の勤務に割り振ることのできる時間は16時間以内であること」「午後10時から翌日5時までの間に勤務時間を割り振ることは出来ないこと」とあるが、実施日の勤務時間の割り振りを行うに当たって、これらの制限を設定しているのはなぜか？

この要領においては、対象業務を行う日の属する週を含む4週の期間内を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、正規の勤務時間の割り振りを弾力的に行うことが出来ますが、対象業務の実施日において制限無く正規の勤務時間として勤務させることは、教育職員の健康及び福祉を害することとなることから、正規の勤務時間を割り振る上で、1回の勤務に割り振ることのできる時間は、規則第2条第1項に基づき「16時間以内」としたほか、「午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務時間を割り振ることはできない。」などの一定の制限を設定しているものです。

40 4週の期間内において、勤務時間が7時間45分ではない日の休憩時間の付与は、どうなるのか？

休憩時間は、条例に基づき、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければなりません。

41 実施日における勤務時間の割り振りについて、断続した勤務時間を割り振ることは可能か？

実施日における勤務時間の割り振りについては、必要に応じ、断続した勤務時間を割り振ることが可能です。

【勤務時間の割振りの変更】

42 担当職員に対して4週の期間の勤務時間の割り振り結果を通知した後において、勤務時間が割り振られていない日(勤務時間を7時間45分減じた日)や勤務時間を4時間としていた日(勤務時間を3時間45分減じた日)において、特に勤務することを命ずる必要が生じた場合、勤務時間の割り振りを変更することは可能か？

担当職員に対して4週の期間の勤務時間の割り振り結果を通知した後において、学校運営上支障がある場合など、やむを得ない事情があるものと校長が認めた場合は、当該勤務時間の割り振りを、当該4週の期間の範囲内で変更することができます。

43 事例1において、修学旅行の引率業務に従事する予定だった職員が、何らかの理由により、当該業務が出来なくなった場合、その後の勤務時間の割り振りはどうなるのか？

A 4週の期間が始まる前の9月28日以前に、当該業務が出来なくなった場合。

B 10月2日(水)に、急遽、当該業務に従事することが出来なくなった場合。

C 10月8日(火)に、急遽、当該業務に従事することが出来なくなり、修学旅行先から帰ってきた場合。

A この場合は、4週の期間が始まる前なので、予定していた勤務時間の割り振りを全て取り消し、通常の勤務時間により勤務することとなります。

B この場合、3日(木)以降の勤務時間の割り振りを変更し、通常の勤務時間により勤務することとなります。

しかし、4週の期間内で勤務時間を4時間とした10月1日(火)の勤務が終了していることから、出来るだけ直近の日において、通常の勤務時間に既に減じた勤務時間の3時間45分を増やした勤務日を設定する必要があります。

C この場合、9日(水)以降の勤務時間の割り振りを変更し、通常の勤務時間

により勤務することとなります。

しかし、4週の間内で勤務時間を4時間とした日が2回、13時間と15時間とした日がそれぞれ1回、勤務が終了していることから、出来るだけ直近の日において、通常の勤務時間から既に増やした勤務時間のうち5時間分を減じた勤務日を設定する必要があります。

(事例1参照)

なお、いずれの場合においても勤務時間の割り振りを変更した場合は、別記様式1及び別記様式2の備考欄に変更した月日と理由を記入してください。

【その他】

44 事例1において、勤務時間が4時間割り振られている10月1日(火)に、年休を使用して1日休もうとすると、年休の使用単位はどうか？

年休を4時間使用することとなります。

(事例1参照)

45 4週の間内で、勤務時間が7時間45分ではない日の出勤簿は、割り振り後の勤務時間を記入するのか？

その日に割り振られた勤務時間は、別記様式1「修学旅行の引率職員に係る勤務時間割り振り簿」により確認することが出来るため、割り振り後の勤務時間を記入する必要はありません。

46 妊産婦が、この要領による勤務時間の割り振りによって、対象業務に従事することは可能か？

妊産婦(妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性)から請求があった場合は、この要領に基づく場合であっても、要領に規定する対象業務に従事させることはできないものです(参照:労働基準法第66条、第32条第1項及び第2項)。

なお、妊産婦である女性職員を対象業務に従事させるかどうかについては、当該女性職員の意見をよく聞いた上で判断する必要があります。

47 この要領による勤務時間の割り振りを行った場合、教員特殊業務手当は支給されるのか？

教員特殊業務手当については、当該業務の困難性に着目して支給される手当であ

り、本制度の実施の有無にかかわらず、一定の支給要件を満たす場合は、当該手当が支給されます。

48 この要領により勤務時間の割り振りを行った場合に、7時間45分を超えて割り振られた勤務時間は、北海道立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月1日教育長訓令第9号）第21条に規定する「職員の正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間」に該当するのか？

この要領においては、実施日において7時間45分を超えて割り振られた勤務時間は、あくまでも正規の勤務時間であることから、北海道立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月1日教育長訓令第9号）第21条に規定する「職員の正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間」に該当しませんが、正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間が、1月当たり45時間を超えない場合又は直近の2か月から6か月まで1月当たり平均80時間を超えない場合でも、疲労の蓄積が認められる場合や健康上の不安がある場合など、本人が申し出すれば、面接指導は受けることができます。

49 市町村立学校に勤務する教育職員の取り扱いはどうなるのか？

市町村立学校に勤務する教育職員の勤務時間の割り振りについては、各市町村教育委員会の権限であることから、教育職員への適用に当たっては、各市町村教育委員会において同様の要領等を定める必要があります。

50 平成28年4月の一部改正で、「別記様式1により制度の適切な運用が確保され、かつ、当該担当職員が勤務時間の割振り結果を十分了知できると判断した場合は、別記様式2の作成を省略できるものとする。」とされたが、改正の趣旨は何か。

別記様式2は、4週の期間における勤務状況について、総勤務時間数や週休日の付与方法などが勤務時間条例や要領等に照らし適切なものとなっているか、容易に確認できる様式になっています。

勤務時間の割振り等に関する要領は、平成22年4月に修学旅行の引率業務を対象として導入して以来、対象業務を拡大しながら、制度の定着を図ってきたところです。業務によっては、単発・短時間の場合など、別記様式1のみで勤務時間の割振りが容易に行われ、また、その確認も可能な場合もあると考えられることから、校長の判断により様式2の作成を省略可能とすることにより、事務処理の簡素化を図るものです。